

南北会談で歴史的な変革の扉を開く

西京革新懇は、5月13日、講師に岩佐英夫弁護士(京都憲法会議代表幹事)を招いて、「9条安倍改憲で日本の未来は」をテーマに学習会を行いました。本紙では、岩佐氏の講演の要旨を以下に紹介します。



9条③項論と9条の二との違い

支持率は低下しているが安倍首相は、改憲を決してあきらめてはいない。9条に3項を加えると、2項が空洞化する、後法が前法に優越するとの議論には異論がある。

私は、2項が空洞化するのではなく、3項と併せて新たな解釈の余地が生まれると考えている。



だから安倍首相は、「憲法9条の二」という方向で固めようとしている。憲法9条の「例外」として明記するやり方だ。しかも、従来の「必要最小限度」の限定を外し、戦争法の枠組みすら超える危険な方向で議論を進められている。この点もよく見ておく必要がある。

9条(丸腰)こそ最大の安全保障

安倍首相は、「何も変わらない」「自衛隊が可哀想」などと国民を欺くが、戦争法成立後、自衛隊の装備の強化、組織の再編・米軍と一体化が着々と進んでいる。

ウソとゴマカシを事実に基づいて暴いていく必要がある。北朝鮮、中国脅威論で喜ぶのは誰か、はっきりさせる必要がある。北朝鮮に対する圧力一辺倒の日本の対応とは逆に、韓国ムン・ジェイン大統領は冷静に対応している。武力で平和はつくりえない。真の「対案」は、平和的・外交的解決しかない。憲法9条にもとづ

く「丸腰」外交こそ最大の安全保障であることを私たちは、胸を張って言わなければならない。

安保理決議は武力行使容認でない

国連の安保理決議は、経済制裁強化が重要としているが、武力行使を容認したものではない。六カ国協議を支持し、再開を求めている。「六カ国の共同声明」(日・中・韓・朝・ロ・米、2005年9月)では、「平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化」で一致。「約束対約束、行動対行動」の原則に従い、「段階的に実施」していくことで合意している。

その前の2002年9月の「日朝平壤(ピョンヤン)宣言」では、「国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注する」とし、日本側は、過去の植民地支配による多大の損害と痛苦に対して「痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した」とある。非常に大事な点だ。小泉首相は、悪いこともしたが、歴史に残るいい仕事もした。

対話の開始に向けて世論を広げよう

韓国のム大統領の必死の努力で4月に南北首脳会談が実現した。この会談は、歴史的な変革の扉を開くものとなった。さらに、米朝会談で、朝鮮戦争の終結、米朝・日朝国交回復へ前進できるよう世論を広めていく必要がある。今とりくまれている3000万署名で安倍内閣を退陣に追い込もう。署名は、6月4日の週に提出されるが、その後も安倍改憲を断念させるまで継

続することが提起されている。共に頑張りましょう。

編集部から、弁護士の熱弁に参加者は、大いに励まされました。豊富な資料を準備いただいたことに感謝します。文責は編集担当。

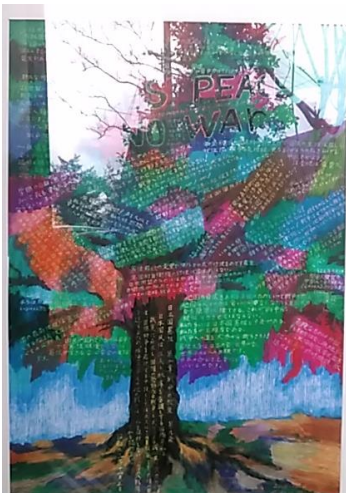
西京革新懇総会を開催

西京革新懇は、5月13日、憲法学習会に続いて、第14回総会を開催しました。総会では、前回総会以降、①「真の働くルールの確立を求める学習会(5/21、29人参加)、②第9回「8・6平和の鐘、in 大妙寺」(8/6、21人)、③敬老乗車証の改悪に反対する西京市民集会(11/4、共同開催72人)、④「いま子供と学校は？」集会(2/18、共同開催49人)、⑤西京革新懇ニュース5回発行、などの経過報告と新年度の活動方針を確認しました。



新たな1年の活動の重点

- ①憲法9条改悪反対、安倍政権は今すぐ退陣を求める行動を当面の重点課題とする。
- ②くらし、政治、平和、憲法などの諸課題で、小規模でも気軽に語り合える集会を開催する。
- ③全国革新懇の方針を西京で具体化し、西京革新懇の主体的力量を質・量ともに高める。
- ④ニュースの定期発行で組織者の役割果たす。
- ⑤会の民主的運営、世話人会議の毎月開催を行う。



総会の討論では、安倍9条改憲に反対する3000万署名のとりくみ経験、岩佐弁護士の講演についての感想、「会費は安すぎるのでは」などの意見が出され、西京革新懇の組織と運動の前進を確認し合いました。

なお、来賓として、越智京都革新懇事務局長、

藤原年金者組合支部長、佐武生健会事務局長があいさつ。成宮府会議員、河合市会議員、由良西京まちづくり委員長3氏連名のメッセージが披露されました。

また、総会には会員で画家の落合峯子さんの絵3点(左下「平和」)を展示。参加者が見入っていました。

新年度の世話人・事務局

代表世話人 幸良

世話人 尾池 惺、河合正臣、北 忠雄、
国府久雄、佐藤万里子、新宮峰男、利根史康、
利根川猛、林 清、向家千代子、森脇健二
(以上五十音順)

事務局長 尾池 惺、同次長 利根川猛

事務局員 林 清、新宮峰男

お役立ち情報 その6

国保料や一部負担金が減免されます

- 例年6月中旬に国保料の決定通知が届きます。次の場合には、保険料が減免されることがあります。
- 1、災害により居住する住宅・家財・その他財産が著しい損害を受けたとき
 - 2、世帯主の死亡、疾病等又は事業の休廃止、失業等で著しく所得が減少したとき等。届け出が必要。



なお、医療費の一部負担金についても減免されることがあります。申請が必要。

下記、なんでも相談にお越しくください。

国保、年金、税金、生活保護、医療、
介護、教員、法律、労働問題、ほか

なんでも相談会 (無料)

6月24日(日) 9時半～11時半

西京区役所2階大会議室

主催 :西京社会保障推進協議会

連絡先～京都桂病院労働組合 393-6010 FAX 393-4192